

# 手をつなぐ

題字 藤本利夫書

〈1988年7月9日創刊〉  
 発行2016年3月1日 〈毎月1日発行〉  
**滋賀県民主教育研究所**  
 〒520-0052大津市朝日が丘1丁目  
 11-3 教育文化会館2F  
 TEL & FAX 077-525-5364  
 教育110番 077-523-3715  
 e-メール shiga.minken@gmail.com  
 HP: http://shiga-minken.jimdo.com/  
 振替口座番号(会費振込にご利用ください)  
 ①ゆうちょ銀行/記号番号01070-5-40576  
 ②滋賀銀行本店営業部/普通口座511256  
 加入者(口座)名 滋賀県民主教育研究所

## スマホと主権者教育法

八木英二(京都橘大学)

花より団子ならぬ「講義を聞くよ  
 りスマホ」の光景はどの大学も同じ。  
 スマホ全盛の昨今である。学生と会  
 話していつ何かの難題に「あなたは  
 どう思うのか」と問えば、返答をす  
 べてスマホ検索で代替してくれる学  
 生がいる。スマホのすべてがナンセ  
 ンスであるはずもないが、正解を常  
 に提供するかにみえる、人々を惑わ  
 しかねない魔法の箱でもある。では  
 自分自身の考えを求めめる18歳選挙  
 権問題を契機とする政治的教養の教育  
 に学校はどう対応すればよいのか。  
 模擬投票にはどういう意味があるの  
 か。

まず、当事者を抜きに誰かが(ス  
 マホや有名人などが)どこかで正解  
 を与えてくれると考える傾向には警  
 戒しなくてはならない。そこで、社  
 会的な後進性に由来する障壁が多い  
 だけに、日本ではリアルな政治対立  
 を教室内に持ち込むドイツのポイテ  
 ルスバッハの合意原則に関心が寄せ  
 られている。その経緯に詳しい近藤

孝弘は、「現実の政治的対立を扱わ  
 ない教育は、むしろ市民の目を政治  
 から反らせる」という。あるいは、  
 「現代史を中心とする歴史教育は特  
 に意味をもっている」という点も同  
 感である(『人間と教育』2015、冬  
 号所収)。

ディベートで競い模擬投票で決着  
 をつける実践も工夫の余地はあるか  
 、もしれないが、日本国憲法9条をめ  
 ぐる論争では、第1次と2次の大戦  
 間期に戦争の違法化が進められた世  
 界史の学習がその背景の理解を深め  
 る上で意味があるなど、発達段階毎  
 の歴史・社会に関するあたりまえの  
 教育の積み重ねが重要だと思われる  
 ただちに回答の得られぬ数多い問題  
 群に私たちはいま困まれて生きている。  
 そして「政治」的な課題は立場  
 の違いと対立に満ちている。メディア  
 ア情報などの政治的知識を自身の考  
 えに鵜呑みに取り込むことにも慎重  
 であってよいが、経済社会の基礎的  
 な学習は必須であり、各種メディア

戦略の背後に良くも悪くも政治的力  
 が渦巻く実態があるなど、学校の全  
 教科にわたる普段のメディア情報の  
 扱いは重要となる。

子ども・親・教師同士で発言の強  
 要や誘導は避けつつ、学校空間に持  
 ち込まれるすべての人々(子ども)  
 のリアルな思い(思想・信条)の自  
 由な交流をめざす教育上の価値はき  
 わめて大きい。他者の人権を侵害し  
 ない限り、それぞれ自身の考えの自  
 由な表明を確保できるあたりまえの  
 「表現の自由」と「多様な交流」、  
 「教室空間における安心・安全」の  
 追究が求められるゆえんである。  
 (やぎ ひでし)

### 《 今月の紙面 》

- ・スマホと主権者教育/八木英二.....P1
- ・2015年度滋賀民研研究集会の報告 失敗  
を笑い合える職場に~ブラックに抗う青  
年教師~/桂田良高.....P2・3
- ・県教育のつどいより「アクティブラーニン  
グとスタンダード化」/茶谷淑子.....P4・5
- ・実践づくりの面白さは子どもの姿に多様  
な価値を見出すことから始まる/松島明日  
香(滋賀大学教育学部).....P6・7
- ・主権者教育ミニ実践/蔭山瑞希(仮名)・P7
- ・【今学校では】間違っていますか?僕の子  
どもも理解/山形 護(仮名).....P8